

<国税庁からのお知らせ>

## 贈与税申告書の事前送付の取りやめについて

平成20年11月25日

この程、税理会宛に国税庁から、下記のお知らせがありました。

従来、不動産の贈与登記等がありますと、税務署から贈与税申告書が事前に送付されていましたが、国税庁では、この事前送付を、平成20年分(平成21年3月申告)以降、取りやめられることになりました。

平成20年中に贈与を受けた方は、十分にご注意ください。

国税庁では、確定申告等における納税者の利便性の向上を図る観点から、「国税庁ホームページ」の充実に努めているところであり、申告に必要な各種の様式や手引きなどを提供しているほか、同ホームページにおける「確定申告書等作成コーナー」では、所得税・消費税の申告に加えて平成18年分から贈与税の申告書の作成を可能としております。

については、近年のパソコンの普及やIT化の進展など社会環境の変化に併せて、国税庁としても、「確定申告書等作成コーナー」をはじめとする国税庁ホームページの利用を促進し、事務処理の効率化を図っていく観点から、平成20年分以後、全署において贈与税の申告書用紙の事前送付を取りやめることとしましたので、御理解と御協力のほどよろしく願いいたします。